

専承第2号

東郷町都市計画税条例の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、東郷町都市計画税条例の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、これについて承認を求める。

令和8年4月23日提出

東郷町長 石橋直季

専決第3号

東郷町都市計画税条例の一部改正について

東郷町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月31日専決

東郷町長 石橋直季

東郷町都市計画税条例の一部を改正する条例

東郷町都市計画税条例（昭和42年東郷町条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第7項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に規定する特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別
附則第17項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第

第 24 項、第 27 項、第 31 項から第 33 項まで、第 36 項、第 37 項、第 41 項若しくは第 44 項」を「第 8 項、第 12 項から第 16 項まで、第 18 項、第 19 項、第 23 項、第 26 項、第 30 項から第 32 項まで、第 35 項、第 36 項、第 40 項若しくは第 43 項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東郷町都市計画税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 7 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

専決処分の概要

1 改正理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 地方税法の引用条項を整備すること。（附則第2項から第6項まで及び第17項関係）
- (2) 政府の補助を受けて高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する一定の改修工事を行った特別特定建築物に対する都市計画税の減額の申告書に添付する書類を改めること。（附則第7項関係）

3 施行期日

令和8年4月1日から施行すること。